

〔事案 29-329〕 解約無効等請求

・平成 30 年 10 月 28 日 裁定不調

<事案の概要>

兄弟と募集人により勝手に住所・受取人変更および解約が行われていたことを理由に、各手続きを無効とすること等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 20 年 9 月に代理店を通じて契約した収入保障保険について、以下の理由により、平成 21 年 2 月の住所・受取人変更および平成 28 年 9 月の解約を無効とし、当初の状態に戻して契約を継続してほしい。もしくは、契約を無効として既払込保険料を返還してほしい。

- (1)住所・受取人変更および解約は、兄弟と、親族である募集人が結託し、勝手に自分名義の請求書を偽造して手続きしている。
- (2)契約時、兄弟から勧められるまま申込書類に署名・押印したが、募集人からは説明を受けおらず、会ってもいない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)住所・受取人変更請求および解約請求は、募集人が、申立人兄弟からの依頼にもとづき、保険会社から用紙を入手しているので、申立人名義の署名・押印が存在するが、申立人が作成したものではないと考える。しかし、平成 28 年 10 月、申立人から、解約を取り消す必要はない旨の意思表示があったので、解約が有効となる以上、変更前の状態に戻すこともできない。
- (2)契約時、募集人は申立人と面談して説明しており、申立人は申込書類に署名・押印しているとおり契約意思があった。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、住所・受取人変更および解約時ならびに契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人は解約を追認していることが認められ、住所・受取人変更および解約を無効とし、契約を元の状態に戻すことは認められず、また、申立人が契約内容を理解していなかったとは認められないので、契約の無効も認められないが、以下の事情および紛争の早期解決の観点から、本件は和解により解決を図ることが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から和解案を受諾しないとの回答があったため、手続を終了した。

- (1)住所・受取人変更や解約手続きに際し、募集人は、申立人と申立人兄弟の利害が対立している背景事情を知っていた。しかし、募集人は、申立人の意向であると告げられて、保険会社から申立人兄弟に各請求用紙を送る手配をしているが、その際、申立人の意向を直接本人に確認しなかった。
- (2)契約時の無面談については、募集人が、契約に関与しない別の募集人名を、申込書の取扱

者記載欄に記載していたことも、トラブルを拡大させている。